

奈良県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
中西クリニック	五條市五條三丁目二番二〇号	令和四年三月三十一日
医療法人玉井医院	葛城市長尾九四番地	令和四年三月三十一日
エムハート薬局郡山店	大和郡山市朝日町一番五号	令和四年三月三十一日
内科松山医院	香芝市磯壁六一―三三四―六	令和四年四月三十日
整形外科こうクリニック	葛城市八川一一四番地一	令和四年四月三十日